

## 高山市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の概要について

## 1. 改正理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が令和3年6月に成立したことに伴い、令和5年度から本市職員の定年を60歳から65歳に段階的に引き上げるため改正しようとする。

## 2. 改正内容

## (1)定年年齢の段階的引上げ

職員の定年年齢を60歳から2年ごとに1歳ずつ段階的に引き上げ、65歳とする。

年度	令和5年度	令和7年度	令和9年度	令和11年度	令和13年度
定年年齢	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

## (2)管理監督職勤務上限年齢制の導入

- ①管理監督職勤務上限年齢（原則60歳）に達した管理監督職員（行政職給料表(1)の6級、7級に該当する職員）について、翌年の4月1日に非管理監督職に降任する。
- ②公務上の必要がある場合には、引き続き管理監督職として勤務することができる例外措置を設ける。

## (3)定年前再任用短時間勤務制の導入

- ①60歳に達した日以後定年前に退職した職員を、短時間勤務の職に再任用として採用できる制度を設ける。
- ②定年年齢の引上げに伴い、現行の再任用制度を廃止する。なお、段階的な定年年齢の引上げ期間中は、現行と同様に定年退職後の職員を再任用として採用できる制度を暫定的に設ける。（暫定再任用制度）

## (4)情報提供・意思確認制度

職員に60歳以降の任用、給与等に関する情報を提供するとともに、60歳以後の勤務の意思を確認するよう努める。

## (5)60歳以降の職員の給与

- ①61歳となる年度以降、給料月額を7割水準とする。
- ②61歳となる年度以降に退職する場合、退職手当の基本額は7割水準となる前の額を基礎に計算する。（ピーク時特例）

### 3. 改正・廃止する条例の主な改正等の内容

第1条	高山市職員の定年等に関する条例の一部改正 ・定年年齢の段階的引上げ、管理監督職勤務上限年齢制・定年前再任用短時間勤務制の導入、情報提供・意思確認制度の導入
第2条	高山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正 ・地方公務員法の改正に伴う引用条文の整備
第3条	高山市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正 ・定年の引上げに伴う対象外となる職員の変更
第4条	高山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正 ・再任用短時間勤務職員の名称変更
第5条	高山市職員の分限の方法及び効果に関する条例の一部改正 ・職員の降給に関する規定の追加
第6条	高山市職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部改正 ・減給の効果に関する規定の整備
第7条	高山市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正 ・地方公務員法の改正に伴う引用条文の整備、再任用短時間勤務職員の名称変更
第8条	高山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正 ・地方公務員法の改正に伴う引用条文の整備、再任用短時間勤務職員の名称変更、育児休業、育児短時間勤務の対象外となる職員を追加
第9条	高山市職員の給与に関する条例の一部改正 ・定年年齢が61歳となる年度以降の給与を60歳の給与の7割水準とする規定、定年前再任用短時間勤務職員の給与に関する規定の追加
第10条 附則第40項 第41項	高山市職員の退職手当に関する条例の一部改正 ・退職手当の基本額を減額前の給料月額を基礎とする規定（ピーク時特例）の追加、雇用保険法等の改正に伴う失業者の退職手当に関する規定の整備
第11条	高山市公営企業職員の給与に関する条例の一部改正 ・地方公務員法の改正に伴う引用条文の整備、再任用短時間勤務職員の名称変更
第12条	高山市職員の再任用に関する条例の廃止 ・高山市職員の定年年齢を65歳に引き上げるため廃止

4. 施行期日 令和5年4月1日  
(令和5年度に60歳となる職員に対する情報提供・意思確認等に関する規定の適用については公布の日)